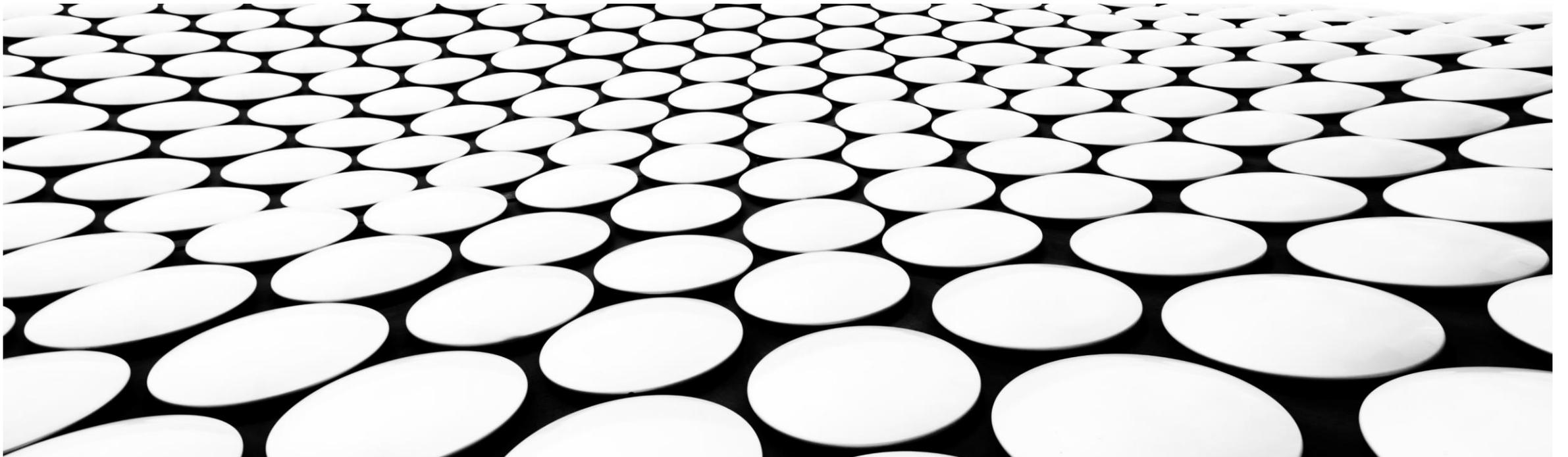


---

# ハラスメントのリスク管理③

パワー・ハラスメントの影響



# 1. パワー・ハラメントの影響

## (1) 職員に与える影響

職員の人格や尊厳を傷つける

職員の勤労意欲の減退

適切な能力の発揮を妨げ

心身の不調を引き起こす要因

休職や退職に追い込まれる

パワー・ハラの実態が確認された場合  
加害者職員は、そのパワー・ハラの実態により懲戒処分や人事上の措置を受けることがある

## (2) 職場に与える影響

周囲の者にも悪影響を及ぼす  
職員の勤務への意欲が低下  
組織全体の士気や能率の低下につながる



大きく職場環境に影響を及ぼす

公務全体の信頼性を失わせる  
職場が訴訟対応に追われる  
事態にもなりかねない

---

### (3) 職場におけるいじめ・嫌がらせによる公務災害

#### ① 申立てが認められたもの



次ページへ

## 【事案の概要】

申立人の発症した精神疾患について、実施機関は、その発症と公務との間に相当因果関係が認められないことから、公務上の災害とは認められないとした。

これに対し、申立人から、課長と総務主任の二人から繰り返し暴言や書類の投げ付け等の行為を受けたこと、また、これらの行為が放置され、職場で孤立したことにより、精神疾患を発症したのであるから、公務上の災害と認められるべきであるとして、申立てがあった。